

令和7年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和8年3月3日(火) 13:30~14:30

2. 開催場所

県庁17階 1704会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議題等

議題10号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第11号 コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について

議第12号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

議第13号 情報セキュリティポリシーの一部改正について

その他 岐阜県漁業調整規則の一部改正について

その他 岐阜県水産業振興計画の一部変更について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条第1項で定める「定員の過半数の出席」を満たしている。
議題10号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事 務 局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。</p> <p>遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。</p> <p>今回諮問のあった遊漁規則の変更は、1件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内共第23号 可児漁協 <p>変更内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第2条において、文書の簡略化 ②第3条において、漁具・漁法の明確化 ③第4条において、必要のない条項の削除 ④第7条において、遊漁料の減免と現場加算料に関する文言の修正、遊漁料の減免対象から70歳以上の削除及び遊漁証取扱所の明確化 ⑤第8条において、遊漁承認証の交付場所の明確化 ⑥文言、条ズレの修正 <p>全て許可要件を満たしている。</p>
会 長	議第10号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第10号については「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第10号については「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第11号 コクチバスのリリース禁止に係る委員会指示について	
事 務 局	<p>当委員会が指示している「コクチバスのリリース禁止」の指示期間満了に伴い、再指示をするもの。</p> <p>コクチバスリリース禁止を検討するにあたり、県におけるコクチバス駆除等の取組みについて（1）環境DNAによる生息状況の把握、（2）電気ショック等による駆除の実施、（3）産卵床パトロールにおける繁殖抑制について、成果を報告。</p>

	<p>また、コクチバスの密放流の防止やリリース禁止の普及啓発を実施していること、リリース禁止の必要性について説明。</p> <p>については、岐阜県内水面漁場管理委員会公示（案）として、「1 指示内容」、「2 指示の区域」は変更することなく、「3 指示の期間」を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とすることが妥当と考える。</p>
会 長	議第11号について何か意見はあるか。
委 員	現場で釣り人からコクチバスの取り扱いについて質問があるが、釣った際には、どのような状態で買取を実施している漁協に持ち込むように伝えればよいか。
事 務 局	釣った場所で即座に締めてから漁協に持ち込むよう伝えていただきたい。
委 員	承知した。
会 長	議第11号については原案のとおり決定してよろしいか
異議なし	
会 長	議第11号については原案のとおり決定することとする。
原案のとおり承認された。	
議第12号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事 務 局	<p>揖斐川上流部に適用されている水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものである。</p> <p>申請は県環境エネルギー生活部環境生活政策課、摂南大学の2件からあった。</p> <p>採捕魚等については、県環境生活政策課は一部を標本とする以外は元の場所に放流、摂南大学はヒレのサンプリング後、すべて元の場所に放流することとしており、水産資源に対する損傷を与えるものではないことから、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとするのが妥当と考えられる。</p>
会 長	議第12号について何か意見はあるか。
委 員	観光振興や遊漁の観点から、徳山ダム上流部の水面利用に関して、県では漁業権の設定をどう考えているか。
事 務 局	<p>県としては原則、県内全ての河川に漁業権の設定を行い、漁場管理を担っていただきたいと考えている。令和6年の漁業権免許切替時に当該エリアへの漁業権の設定を模索したが、調整がつかず断念した。</p> <p>団体漁業権の免許にかかる適格性が、漁業法第72条に定められており、関係地区内に住所を有する漁業者の3分の2以上の属する組合など要件があるため、漁業権を受ける漁協の調整がつかなかったもの。現在</p>

	も漁業権の設定を行いたい考えに変わりなく、今後も調整の見通しが立てば、漁業権設定を検討して参りたい。
委員	承知した。
会長	議第12号については原案のとおり決定してよろしいか
異議なし	
会長	議第12号については原案のとおり決定することとする。
原案のとおり承認された。	
議第13号 情報セキュリティポリシーの一部改正について	
事務局	サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関が方針を定め、必要な措置を講じるもの。 情報セキュリティポリシーとして、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準が既に策定されており、本委員会もその適用範囲となっている。国の通知を踏まえて、所管課である県情報システム課が令和7年度岐阜県情報セキュリティ委員会において改正した。 本委員会においても情報セキュリティポリシーについて同様に改正することとしてよいか。
会長	議第13号について何か意見はあるか。
委員	委員として具体的に注意すべき点はあるか。
事務局	例えば、今回の資料においても一部個人情報が含まれているので、取扱いには、ご注意ください。
委員	承知した。
会長	議第13号については原案のとおり決定してよろしいか
異議なし	
会長	議第13号については原案のとおり決定することとする。
原案のとおり承認された。	
その他 岐阜県漁業調整規則の一部改正について	
事務局	う飼漁法の漁期拡大とあゆの産卵保護に係る保護水面及び禁止区域の期間変更について、方向性とスケジュールについて説明する。調整規則の改正には漁業資源に大きな影響がないこと、そして漁協間、漁業者間の漁業調整が図られていることが要件となっているため、内水面漁業の振興に関する法律第35条に基づく協議会において影響評価及び合意形成を行った。 調整規則の一部改正にかかる法定手続きには、本委員会への諮問・答申が必要となることから、順調に調整が進めば、来年度審議いただくこととなる。

委 員	う飼漁法の漁期拡大について、この2年間の漁獲量調査を踏まえて、資源への影響はないか。
事 務 局	う飼漁法による漁獲が長良川流域の全体漁獲に占める割合は極めて低いことが分かった。全体の漁期を延長しても、鮎資源への影響はわずかであり、放流によりそれ以上の資源添加を行う予定。
その他 岐阜県水産業振興計画の一部変更について	
事 務 局	<p>食料・農業・農村の政策の方向性や当面5年間に県が重点的に取り組む施策等を示した「ぎふ農業活性化基本計画（令和8年～12年度）」が策定予定であり、整合性を図るため岐阜県水産業振興計画に施策を反映させるもの。</p> <p>【水産分野の主な重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域集出荷システムの構築 ・ 温暖化に適応した早期放流と漁期変更の検討 ・ 鮎料理フェア等の店舗拡大とバーベキュー場連携 ・ 大型の鮎やイワナの開発
委 員	環境保全・改善に関する事業がなく、漁場環境改善（自然型河川づくり、連続性改善など）への支援制度創設を要望する。
事 務 局	財源（国補助金、森林環境税等）や所管部署との連携も含め、意見交換しながら検討させていただく。
閉 会	